

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年6月15日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

- 1 請求人は、重度障害者であり、重度障害者加算は過誤払ではなかった。
- 2 法63条は、資力があるにもかかわらず、その資力が現実化していなかった場合に係る規定であり、福祉事務所の職員の過失による過誤払は想定していない。請求人は、過誤払されたという認識がなく受領した保護費を、支給された月に全て使い切っており、翌月に資力として残っていなかったから、「資力があるにもかかわらず」保護を受給した場合には該当しない。

- 3 法63条は、不当利得返還義務（民法703条）の性格を有しており、返還義務は現存利益に限定されるべきである。生活に困窮する者がたまたま手に入れた金銭を善意で生活費に消費した場合は、現存利益は存在しないことになる。今更全額の返還を請求することは、請求人に不測の損害を与える。
- 4 請求人に支給されている保護費は、現在約70,000円であり、返還できる額は、月々数千円程度である。83歳の請求人に対して、40年かかっても返済することができない債務を負わせることは、あまりに酷であり、信義則に反し、権利濫用に該当する。
- 5 本件は、法80条に規定する「やむを得ない事由があると認めるとき」に該当し、返還は免除されるべきである。万が一、収入として認定するとしても、認定できる回数は、〇〇市における解釈を参考に、最大6回分が一つの目安となる。
- 6 厚生労働省は、最低生活費の遡及変更は2か月程度（発見月及びその前月まで）としており、福祉事務所職員の過失により保護費が過小に支払われた場合は、前々月以前の分は支払われなくてもかかわらず、過大に支払われた場合は法63条により全額返還請求をするというのでは、公平の理念に反する。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
-------	---------

平成 29 年 2 月 7 日	諮問
平成 29 年 3 月 13 日	請求人から反論補充書の提出
平成 29 年 3 月 16 日	審議（第 7 回第 2 部会）
平成 29 年 4 月 4 日	請求人から反論補充書の提出
平成 29 年 4 月 21 日	審議（第 8 回第 2 部会）
平成 29 年 5 月 23 日	審議（第 9 回第 2 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法 4 条 1 項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 8 条 1 項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。
- (2) 上記「厚生労働大臣の定める基準」である保護基準において、障害により最低生活を営むのに健常者に比してより多くの費用を必要とする障害者については、こうした特別の需要に着目した加算制度（障害者加算）があり、さらに、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 1 に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者には、重度障害者加算がなされるものとされているが、上記の重度障害者加算対象者について、児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老

人ホーム等に入所している者は除くこととされている（保護基準別表第1・第2章・2・(3)）。

- (3) 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない旨規定している。法63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「生活保護問答集」という。）問13-5・答(1)）。

法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであって、上記「急迫の場合等」には、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等が含まれると解される（東京高等裁判所平成25年4月22日判決（裁判所ウェブサイト掲載判例）、小山進次郎著「改定増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」649頁）。

- (4) 保護の実施機関の誤りにより保護費の不足又は過払が生じた場合であっても、実施機関が誤りの発見後に再算定を行い、遡及的に正しい扶助額に変更する決定をすることは可能であるが、一般に、最低生活費の遡及変更は、3か月程度（発見月からそ

の前々月分まで) とされている。

これは、保護費を追加支給することについては、3 か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないなどの理由によるものであり、保護費の戻入を求めることについては、処分がいつまでも不確定であることは処分の相手方にとっても妥当でないとの理由によるものとされている(地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準とされる「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知)第10・2・(8)、生活保護問答集問13-2・答2)。

したがって、保護費の過払の期間が上記(発見月からその前々月分まで)を超えている場合は、上記の遡及変更による手段を採ることはできないため、過払された保護費相当額を法63条の「資力」として認定する方法によるべきこととなる。

- (5) 法63条の規定に基づく費用返還金額決定を行う場合、保護費に係る返還請求権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項の規定に基づき、5年間となり、保護を受けたときの翌日から5年間を経過したときは、返還請求権は消滅する。

したがって、返還金額は、納入の通知が相手方に到達する日から遡って5年の期間内(すなわち、5年前の応当日以降)に支給した保護費を対象として算定することが必要である。

- (6) 法80条は、保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事情があると認めるときは、これを返還させないことができるものと規定している。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、平成28年6月9日に

担当職員が請求人世帯に係るケース記録を確認したことにより、本件重度障害者加算の誤計上及び本件住宅扶助費の誤計上を発見したことが認められる。

そして、上記（１・５）のとおり、保護費に係る返還請求権の消滅時効期間は５年間であることから、処分庁は、平成２３年７月分以降の支給済保護費を対象とし、平成２８年４月分までの支給済保護費について、法６３条の規定に基づき、当該期間における請求人に対する支給済保護費の範囲内において、本件重度障害者加算の誤計上及び本件住宅扶助費の誤計上により過大に支給された保護費を合算した額（本件返還決定金額）を返還金額として決定（本件処分）したことが認められる。

そうすると、本件処分は、本件重度障害者加算の誤計上及び本件住宅扶助費の誤計上の結果として発生した有効な保護費返還請求権に基づき返還金額を決定したものであって、違算等の事実も認められず、上記（１）の法令等の定めに従い適正になされたものと言え、違法又は不当な点を認めることはできない。

３ 請求人は、上記（第３・１）のとおり、請求人は重度障害者であり、重度障害者加算は過誤払ではなかったと主張する。

しかし、上記（１・２）のとおり、保護基準別表第１・第２章・２・３によれば、日常生活において常時の介護を必要とする者に対する特別の需要に着目した重度障害者加算については、老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム等に入所している者は、加算対象とはならないものとされている。

そうすると、請求人が特別養護老人ホームに入所中に支給された保護費のうち、重度障害者加算に相当する額は、過払に当たるものと認められるから、請求人の上記主張は、理由がない。

４ 請求人は、上記（第３・２）のとおり、法６３条は、資力があるにもかかわらず、その資力が現実化していなかった場合に係る

規定であり、福祉事務所の職員の過失による過誤払は想定しておらず、請求人は過誤払されたという認識がなく受領した保護費を全て使い切って、資力として残っていなかったから、同条は請求人に対する支給済保護費の返還請求の根拠とはならないと主張する。

しかし、法63条は、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合についても、支給済保護費の返還金額の決定についての根拠規定となると解されることは上記(1・3)のとおりであるから、処分庁が法63条の規定に基づき本件処分を行ったことに違法又は不当な点はなく、請求人の上記主張は、理由がない。

5 請求人は、上記(第3・3及び4)のとおり、法63条は、不当利得返還義務の性格を有しており、返還義務は現存利益に限定されるべきであって、今更全額の返還を請求することは、請求人に不測の損害を与えることになり、また、83歳の請求人に対して、40年かかっても返済することができない債務を負わせることは、あまりに酷であり、信義則に反し、権利濫用に該当すると主張しており、要するに、請求人は過誤払されたという認識がなく、既に保護費を善意で費消したのであるから、過誤払の全額を返還金額とすることは認められない旨を主張する。

しかし、法63条の規定に基づく返還金額の決定は、当該資力を限度として、支給した保護金品の全額を返還額とすることが原則であるとされている(1・3)。

また、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合にあっては、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」等、限定的な範囲において、本来の要返還額

から控除して返還額を決定する取扱い（以下「自立更生免除」という。）として差し支えないものとされている（生活保護問答集問13-5・答(2)）。

しかし、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の設定をした場合等については、保護受給者は、過誤払の原因が当該受給者の責めに帰すべきものでなかったとしても、本来支給すべきでなかった保護費を受給したことには相違なく、他の受給者との公平性の観点からも、自立更生免除が適用される余地は、真に当該受給者の自立が著しく阻害される場合に限られると解される。

この点について、平成28年6月23日に担当職員が請求人が入所する特別養護老人ホームを訪ね、請求人に対し本件処分について説明したことが認められる。

審理員の調査によれば、この際、担当職員が、日常生活において不足している物、購入できずに困っている物等がないかどうかを尋ね、請求人が極端に節約した生活を送っていないか、入所してから今まで必需品を買ったかどうか、買えなくて困ったことがあったか、これから買いたい物はあるか等について確認し、もしあるならば、その分の金額を返還金から差し引くことを検討する旨を請求人に伝えたが、請求人は、施設での生活であるから、必需品に不足はなく、特に購入したい物や困っていることはない旨を担当職員に回答している。さらに、担当職員が、具体的に、杖や歩行補助具などを購入する予定はないのかどうか尋ねると、そのような物は、施設に備付けのものを使っている旨の回答があり、このことから請求人は、特別養護老人ホームにおいて日常の必需品等には特段の不足が生ずることなく日常生活を送っていることが認められる。

また、本件返還決定金額の返還に際しては、必要に応じ分割納

付の方法によることも可能であることからすれば、過誤払の保護金品の全額（本件返還決定金額）を返還額とすることが、請求人世帯の自立を著しく阻害するとまでは認め難く、本件処分に際して処分庁が自立更生免除を適用しなかったことが、不合理であったとは認められない。

そうすると、請求人が主張するように、請求人は過誤払されたという認識がなく、また、既に保護費を善意で費消したという事情があったとしても、本件返還決定金額を返還金額として決定した本件処分に不合理な点はなく、信義則違反及び権利濫用に当たるとは認められないから、本件処分を違法又は不当と言うことはできず、請求人の上記主張には理由がない。

6 請求人は、上記（第3・5）のとおり、本件は、法80条に規定する「やむを得ない事由があると認めるとき」に該当し、返還は免除されるべきであり、万が一、収入として認定するとしても、認定できる回数は、〇〇市における取扱いに準じ、最大6回分が一つの目安となると主張する。

しかし、法80条は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合の返還の免除に係る規定であって（1・(6)）、当該返還義務は、民法703条（不当利得の返還義務）により生じるものである。一方で、法63条の規定は、資力があるにもかかわらず保護を受けた者があるときに、もとの処分自体は有効とした上で、特別に費用返還義務を定めたものであるから（生活保護問答集問13-17・答）、同条の規定に基づく本件処分について、法80条の規定に基づく返還金の免除が行われるべきであるとの請求人の主張は、採用することはできない。

なお、法63条の規定に基づく返還金額の決定については、自立更生免除を行う余地はあるものの、本件において、これを行わ

なかったことについて違法又は不当な点が認められないことは、上記（５）で述べたとおりである。

また、本件処分は、請求人が〇〇市に対して返還すべき支給済保護費の額を決定したものであって、その金額（本件返還決定金額）に違法又は不当な点を認めることができない以上、当該金額を実際に返還する際の分割納付の方法等、その具体的な返還方法をどのようなものにするかによって、本件処分の適法性及び妥当性が影響を受けるものではない。

以上のとおり、請求人の上記主張は、理由がない。

- 7 請求人は、上記（第３・６）のとおり、厚生労働省は、最低生活費の遡及変更は２か月程度（発見月及びその前月まで）としており、福祉事務所職員の過失により保護費が過小に支払われた場合は、前々月以前の分は支払われないにもかかわらず、過大に支払われた場合は法６３条により全額返還請求をするというのでは、公平の理念に反すると主張する。

しかし、請求人の上記主張は、要するに立法論又は政策論に係る主張であると解されるものであって、法令等の定めに基づいてなされた本件処分の適否を左右するものではなく、これを本件処分の取消理由として採用することはできない。

したがって、請求人の上記主張は、理由がない。

- 8 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来